

お役立ち情報

7カ ボリ！

このコーナーでは、皆さまのお役に立つタイムリーな情報を、深掘りしてお届けします。

今回は運送事業者の皆さまに向けて「改正物流関連2法」で準備すべきことをフカボリ！

01

「物流関連2法※」
改正の目的とは？



この改正は「物流の2024年問題」や「多重下請け」への対応、そして物流の持続的成長を目的としたものです。荷主企業、物流事業者、一般消費者が協力して物流を支えるための環境整備に向けて、「商慣行の見直し」や「物流の効率化」、「荷主・消費者の行動変容」について抜本的・総合的な対策を目指していきます。

そのため、トラック運送事業者は2025年4月の施行（一部2026年4月施行）に向けて準備を進める必要があります。

※「流通業務総合効率化法（物資流通効率化法に名称変更）」と「貨物自動車運送事業法」

02

主な改正内容を
教えて

以下が主な改正内容であり、荷主企業、物流事業者双方に**努力義務**や**義務**が課せられています。

- 発着荷主と物流事業者に対して、「**物流効率化に向けた措置を講じる**」という努力義務を課す。
- 一定規模以上の荷主企業・物流事業者を①「**特定事業者**」に指定し、②「**中長期計画の作成・報告**」を義務付け。
- 一定規模以上の特定荷主には「**物流管理統括者**」の選任を義務付け。
- 元請事業者に実運送事業者名・貨物の内容・運送区間・請負階層を記載した③「**実運送体制管理簿**」の作成を義務付け。
- 運送契約締結の際、④「**役務内容や対価などを記載した書面の交付**」を義務付け。
- 利用運送事業者に「**下請けの適正化**」に対する努力義務を課すとともに一定規模以上の事業者に対し、⑤「**管理規定の作成と責任者の選任**」を義務付け。

*①～⑤の詳細については次項目

小山 雅敬（こやま まさのり）

大阪大学卒、都市銀行、シンクタンク、損害保険会社勤務後、株式会社コヤマ経営設立。運送業コンサル歴30年以上、指導企業数3千社超、講演・執筆多数。著書に「運送業経営相談室（日本法令）」「実例に基づくトラック運送業の賃金制度改革（日本法令）」。資格 中小企業診断士、日本物流学会正会員など

03

改正案で明らかになってきた主な内容とは？

①「特定事業者」の定義について

荷主企業	トラック輸送に係る年間取扱貨物重量9万トン以上（上位約3,200社）
トラック運送事業者	保有車両台数150台以上（上位約790社）
倉庫業	年間貨物保管量70万トン以上（上位約70社）

②「中長期計画の作成・報告」について

作成期間	（計画に変更が無い場合は）5年に一度
記載項目	トラックの積載効率の向上、ドライバーの荷待ち・荷役時間の短縮
主な記載事項	実施する措置の内容と目標、実施時期 など
定期報告	毎年、取り組みの進捗状況・遵守状況など報告（チェックリストと自由記載）

③「実運送体制管理簿」の対象貨物と作成時期

貨物重量1.5トン以上、貨物の運送完了後、遅滞なく作成

④「運送契約時の書面交付」の際の記載内容

契約者の氏名・事業者名・住所、有料道路の通行料金、燃料サーチャージなど、料金・運賃の支払い方法、書面交付年月日など（保存期間1年間）

⑤「運送利用管理規定の作成義務と運送利用管理者の選任義務」の対象事業者

利用運送の貨物取扱量年間100万トン以上

04

物流事業者の皆さんが準備すべきことは

①「契約の書面化」と「実運送体制管理簿の作成」は、ほぼ全事業者に関係するため、早急に準備が必要です。

②「特定事業者」や「運送利用管理者」選任義務基準に該当する場合は、対応する社内組織など体制を構築する準備が必要です。



2025年4月の施行（一部2026年4月施行）に向けて、物流事業者の皆さんは早急に準備を進めることが肝要です！